

業務指示書 (小規模)

セネガル国ダカール都市給水情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年11月27日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年12月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

✓ (○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

○業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出するに在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市給水に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
 - (2) 業務実施の方法
 - (3) 作業計画
 - (4) 要員計画
 - (5) 業務従事者毎の分担業務内容
 - (6) 現地業務に必要な資機材
 - (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
 - (8) その他
- (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

- ✓ (○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括）】（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市給水に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語または仏語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年12月6日 12時 ✓
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写6部 ✓
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

✓ 現地通訳備上費

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.206 円 , US\$1 = 98.25 円 , EUR1 = 135.08 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事 予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

✓ 業務主任/上水道計画 ✓

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

1.93 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年12月18日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

✓ () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において、増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表
セネガル国ダカール都市給水情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/上水道計画	(60.00)	(24.00)
ア) 類似業務の経験	24.00	10.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	4.00
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	5.00
オ) その他学位、資格等	9.00	3.00
②副業務主任者	(-)	(24.00)
カ) 類似業務の経験	-	10.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	4.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	5.00
コ) その他学位、資格等	-	3.00
③体制、プレゼンテーション	()	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制		12.00
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 調査の背景

セネガル国の首都ダカールでは、全国土面積のわずか0.3%の範囲に全人口の25%以上に相当する約260万人（セネガル政府推計値、2005）が居住し、産業活動の80%が集積している。近年、さらに地方部からの人口流入が急速に進んでおり、給水施設を含む社会基盤インフラの整備が追い付いていない状況にある。また、2013年9月中旬から3週間の間、ダカールから約250km離れた水源地であるゲール湖からの送水管の老朽化により、ダカール市街地の大半で断水が続き、市民生活に大きな影響を及ぼしている。

国営公社「セネガル水公社（「SONES」）」によって2010年に策定された「ダカール都市給水マスタープラン（以下、「マスタープラン」）」によれば、ダカールにおける飲料水供給は2011年時点で3,838m³/日の不足が発生しているとされ、この不足は2014年には15,410m³/日、2017年34,312m³/日、2020年56,880m³/日と拡大する見込みとなっている。

マスタープランの調査では、2025年までの給水需要に対応すべく7つのシナリオを検討し、その内のシナリオ2を選択し、これにより増加するダカールの給水需要に対応しようとしている。

同マスタープランとは別に、ダカールにおける断水等による緊急的な水需要に対する措置として、セネガル政府は2017年までに50,000m³/日の給水能力増強が必要と見積もっており、このため、2013年から2014年の間に井戸10カ所の整備（最大34,500m³/日）を図るとともに、上述シナリオ2に含まれる優先プロジェクトであるダカール市内マメル地区への海水淡水化プラントの建設（25,000m³/日、5MWの付属発電設備建設、送電設備、海水の取水・排水施設を含むもの）を前倒しして実施することを計画している（同海水淡水化プラントについては、2022年から2025年の間に50,000m³/日に拡張予定。）。

セネガル政府は、これら計画のうち、上記の海水淡水化プラントの建設について我が国に対して有償資金協力を係る要請をしている。

このような背景から、マスタープランのレビュー等を通じてセネガルの都市給水セクターに関する各種情報を収集し、将来的な協力の検討に向けた本セクターの現状と課題の抽出を行うため、本件基礎情報収集・確認調査を実施する。

2. 調査の目的

本調査では、円借款案件の形成に向け、都市給水セクター等に係る背景情報（水需給バランス、水源、電力供給、生産コスト、水料金、海水淡水化の必要性・妥当性等を含む）を収集し、マスタープラン（特にシナリオ2）及び海水淡水化プラント建設の妥当性を検証する。

3. 調査対象地域

本調査の対象地域は、セネガルの首都ダカールを中心とし、必要に応じ、都市給水に関わる上水道施設サイトを調査対象地域とする。

4. 調査業務の範囲

「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 調査実施上の留意点」を踏まえつつ、JICA 及びセネガル側関係諸機関と十分に意見交換を行いながら、「5. 調査の方針」及び「7. 調査業務の内容」に基づき調査を実施し、「8. 成果品等」に記載の報告書を作成する。

5. 調査の方針

本調査では、先ず SONES が策定したマスタープランのレビューを中心とする。これに加えて既存資料や報告書等の収集・分析、水力・衛生省給水局、SONES、SDE（民間水道事業会社：OM 事業者）等のセネガル側関係機関との協議を通じて、都市給水セクターにおけるセネガル政府の方針・政策及び今後の開発方向性と我が国の円借款事業によるダカール都市給水セクターへの協力可能性の検討に要する情報を整理する。

6. 調査実施上の留意点

（1）マスタープランの計画年次について

マスタープランは、目標年次を本件調査時点（2014年）の11年後の2025年に設定している。調査に際しては、20年後等の更に長期におけるセネガル側の計画の有無を確認し、セネガル側の長期的な水需要への対応策に留意して本件調査を進める。

（2）上水道システム

マスタープランは、ダカール地域における浄水（上水）開発の中期計画となっており、送水、配水等の上水道システム全般についての検討は十分になされていない。要請事業の実施に際しては、送配水施設の適切な整備及び維持管理が前提となるため、調査に際しては上水道システム全体の状況に留意する。

（3）過去及び実施中の基礎情報収集・確認調査の活用について

セネガル政府は、同政府が2000年に策定した2025年向けの「ダカール都市開発計画」の改訂を予定している。JICAでは同計画の改訂に関連して2013年12月に「大ダカール都市圏開発セクター情報収集・確認調査」を実施予定であり、同調査で得られた情報等を最大限に取り込んで本調査を実施する。その他、2012年には「ダカール洪水基礎情報収集・確認調査」を実施しているため、同調査結果も十分に踏まえることとする。

7. 調査業務の内容

国内準備、現地調査及び国内作業を通じ、以下の項目・分野に関する情報収集・分析を行う。

（1）既存資料のレビューを通じた背景の調査・確認

既往の調査報告書等について検討・分析を行い、現地調査での作業内容、重点項目を把握する。特に、自然条件（気象、地勢、地形、水文、水理地質等）及び社会条件（社会経済情

勢及び人口、商工業、土地利用、社会インフラ整備、経済情勢等における今後のトレンド等)について既往の調査報告書等に基づき確認し、必要に応じて現地調査にて情報を補完する。村落給水も含め給水分野での協力については、既に JICA 及びその他のドナーによる数多くの調査や報告書が存在するところ、国内準備期間において可能な限り文献による現況確認及び解析を進めること。また、成果品作成に必要なデータ類を整理し、現地で追加収集する必要がある資料をリストアップするとともに、関係機関に確認・質問する必要がある事項について質問票を作成する。質問票作成に際しては、以下マスタープランを中心に既往調査報告書を確認し、内容を詳細に把握した上で作成する。

ETUDE DE SCHEMAS DIRECTEURS DE MOBILISATION DES RESSOURCES EN EAU DE LA REGION DE DAKAR ET DE LA ZONE DE LA PETITE COTE RAPPORT DE PHASE1/PHASE2/PHASE3A/PHASE3B

(2) インセプションレポート (IC/R) の作成 (和文及び仏文)

本調査の方針、詳細スケジュール及び現地調査における調査対象機関・団体等への質問事項などを取りまとめたインセプション・レポートを作成し、現地調査開始前に提出する。現地訪問先との日程調整、JICA との打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(3) 現地関係者への IC/R の説明、協議

IC/R に基づき、JICA セネガル事務所を含む現地関係者に対し、調査方針や内容、作業計画等を説明する。

(4) 都市給水セクターの現況調査

1) 開発計画

セネガル国の開発計画、マスタープラン、SONES 投資計画等の都市給水セクターに関する既存資料を収集・分析し、各開発計画の目標及び関連性を確認する。

2) 都市給水セクターに関する既往及び実施中の調査・事業

都市給水セクターに関する他ドナーの支援を含む既往及び実施中の調査・事業について情報収集・整理・分析を行う。また、セネガル政府が緊急対応として予定している井戸 10 カ所の整備状況を確認する。

3) 水供給量

水源 (天水、表流水、地下水)、水道施設容量、その他の施設容量 (農業用水、工業用水など) を調査・確認し、都市給水セクター全体の水供給が可能な水量を把握する。

4) 水需要

ア) 既存資料、自然条件調査、社会条件調査等を踏まえて対象地域における水需要の現況

を把握する。

イ) SONES との協議によりマスタープランの目標年次（2025 年）を確認し、対象地域における目標年次までの水需要を予測する。水需要の予測に関しては、生活用水、工業用水、農業用水など都市給水セクター全体を分析対象とする。

5) 給水・水利用実態

ア) 既存資料、自然条件調査、社会条件調査等を踏まえて対象地域における水源・施設別の給水の現況を把握する。

イ) 水利用者の支払い意思額、支払限度額について情報収集・分析をして、現況を把握する。

6) 水需給バランス予測

ア) 3) 4) の確認結果を踏まえて目標年次（2025 年）までの都市給水セクター全体の水需給バランスを予測する。

イ) 特に生活用水のひっ迫状況について確認する。また、1 人当たりの水道費支払い可能限度額についても確認する。

7) 既存の水道施設の現況

ア) ゲール湖等の対象地域における既存の取水施設、浄水施設、導水管、送水管、配水管、配水池等の現況を把握する。

イ) 既存資料より漏水、盗水を含む無収水の実態、改善計画の有無を確認する。

8) 既存配水管網の整備状況及び工事計画

ア) 既存配水管網の整備状況、老朽化状況、漏水量等及び将来の拡張や更新の工事計画を調査する。

イ) SONES の配水管網に関する工事計画、資金計画などについて調査する。本調査結果については、新設する海水淡水化施設にて生産された水を需要者まで給水するための追加工事の必要性の判断資料とする。

9) 給水事業の実施体制

ア) 水利・衛生省（責任官庁）、SONES（実施機関）、SDE（OM 事業者）による給水事業の実施体制、マネジメント体制、技術力等を確認する。

イ) SONES 及び SDE の OM 請負契約については、現在両者の間で、2014 年～2018 年までの 5 年間の契約更新について交渉中とのことであるが、その現状を確認する。

10) 関連機関の財務状況

水利・衛生省給水局、SONES、SDE の間における資金の流れを確認し、また、SONES、SDE

の財務状況に係る情報収集及び分析を行う。特に海水淡水化導入による維持管理費の上昇を確認し、これに対応するために補助金の投入及び水道料金値上げの必要性等の分析を行う。

1 1) 電力利用可能量

現状及び将来における電力利用可能量を調査し、海水淡水化施設を整備し、維持管理を続けることが可能か分析する。

(5) 環境社会配慮

1) セネガル国における環境関連法、規制等についての情報収集を行う。

2) SONES が実施している環境社会影響調査（地上部調査、海洋調査）について、調査内容及びその結果を確認する。

3) 用地取得（特に海水淡水化の建設候補地）に関する必要な許認可の取得状況及び用地取得状況を確認する。

4) 海水淡水化施設の運転に伴う周辺地域の汚染の可能性及びその対策を確認する。また、漁業等の影響を受ける可能性のある産業の調査を行う。

5) その他、セネガル国の環境関連法に該当し配慮すべき可能性がある事項の有無を確認する。

(6) マスタープランの妥当性

1) マスタープランにおけるシナリオ 2（円借款事業として要請があった海水淡水化施設建設事業に加え、既存浄水場の拡張や別サイトでの海水淡水化事業が含まれる。）と代替案となるその他のシナリオとを比較し、シナリオ 2 の妥当性を検証する。

2) シナリオ 2 の妥当性が確認された上で、シナリオ 2 の内、我が国に要請のあった海水淡水化施設建設事業を優先事業として選択することの妥当性を検証する。

(7) 提言

1) 本事業実施にあたって予想されるプロジェクトのリスクを洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策について提言を行う。

2) 他開発ドナーとの連携の可能性及び連携案について提言を行う。

3) 本事業実施における本邦技術の活用可能性について提言を行う。

4) 今後実現に向けて必要となる調査項目を取りまとめる。

現地調査期間中に JICA セネガル事務所との協議及び本部とのメール、TV 会議等での進捗報告を通じて、今後解決すべき課題の抽出並びにその対応策（案）を取り纏め、帰国後に最終的な整理を行うこと。

(8) ドラフト・ファイナル・レポートの作成および説明

現地調査結果の整理・分析を行い、ドラフト・ファイナル・レポートを作成・提出する。

(2014年3月上旬)。調査結果報告会への出席及び調査結果のJICAへの説明。

(9) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを踏まえて必要箇所を修正し、ファイナル・レポートとして取り纏める。

8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 調査報告書

ア. インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画等を取りまとめたもの。

提出時期：2014年1月下旬

提出部数：電子データ（和文、仏文）

イ. ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：全調査結果を取りまとめたもの。

提出時期：2014年3月上旬

提出部数：和文7部、電子データ（和文）

ウ. ファイナル・レポート

記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントに対応して必要な修正を行ったもの。

提出時期：2014年3月下旬

提出部数：和文5部、仏文3部

電子データ（和、仏）

(2) 収集資料・画像集

ア 記載事項：収集した資料、画像データ及びそのリスト

イ 提出時期：調査終了時

ウ 提出部数：資料電子データ、リスト1部

(3) 報告書の印刷仕様

ドラフト・ファイナル・レポートは簡易製本により作成することとする。ファイナル・レポートの印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約におけ

る報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、添付資料がある場合は、電子データのみも可とするが、詳細は JICA の指示に従うこととする。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2014年1月中旬から国内事前準備を開始し、2014年3月下旬までにファイナル・レポートを作成、提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

全体：約3.86M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本調査では、以下の担当分野の団員を想定している。なお、上記の業務量を超えない範囲において、担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案すること。

以下に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記してください。

なお、通訳（仏語-英語）については、セネガルにおいて備上することを前提に契約に含めることができる。

- ・業務主任/上水道計画：3号
- ・海水淡水化/環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることからセネガル国から特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することを求められているが、セネガル国水力・衛生省給水局をはじめ主要な政府機関への調査開始時のアポイントメントについては JICA セネガル事務所で手配する（初回以降のアポイントメントについては調査団員で対応する。）。その他、便宜供与に係る JICA 事務所の支援を必要とする場合は、JICA セネガル事務所と協議すること。

4. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在セネガル日本大使館及び JICA セネガル事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、在セネガル日本大使館及び JICA セネガル事務所と常時連絡が取れる体制とし、特にダカール市外において作業を行う場合には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

5. 配布資料等

(1) 配布資料

マスタープラン (ETUDE DE SCHEMAS DIRECTEURS DE MOBILISATION DES RESSOURCES EN EAU DE LA REGION DE DAKAR ET DE LA ZONE DE LA PETITE COTERAPPORT DE PHASE1/PHASE2/PHASE3A/PHASE3B)

(2) 閲覧資料

以下の資料は JICA 図書館ホームページから以下の関連報告書が閲覧可能。

- ・セネガル国「ダカール洪水基礎情報収集・確認調査」

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000005011>

- ・セネガル国「マルチセクターのインフラ支援に係る調査」

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibId=0000253748>

